

VI. これからの課題と実現へ向けて

VI. これからの課題と実現へ向けて

1. これからの課題

糸満市都市マスタープランは、今後20年間の土地利用や施設整備、交通施策等の都市計画に関するまちづくりの整備方針をとりまとめたものです。しかし、その一部には、さらなる検討を要するものや具体的なプロジェクトの進捗に応じた見直しが求められるものも少なくありません。それらについては以下のとおりこれからの課題として整理し、引き続き具体的な検討を行っていくものとします。

(1) 分野間連携による三和地域における地域振興施策の検討

本計画では、人口減少が著しい三和地域において、自然豊かな集落環境を保全することを前提に、法第34条第11号及び第12号の規制緩和による土地利用の推進や、来訪者受け入れのための道路や公園等の整備方針が示されています。今後、三和地域の集落が健全に維持されていくためには、土地利用の見直しによる定住人口の増加だけでなく、交流人口や関係人口を増やしていくことで、市内外の人々で集落を支えていくことが重要と考えられます。そのため、本計画に基づく都市施設整備はもとより、他の関連計画との連携を図ることで、糸満市として総合的な課題解決に向けた取組みを推進していくことが重要です。

(2) 新たな住環境創出に関する検討

本計画では、市街化区域縁辺部に位置する法第34条第11号区域の集落に関しては、現行の規制緩和による土地利用の推進を基本的な考え方としています。一方で、近年の近隣市町における大規模な土地利用の見直しを踏まえ、国道331号や県道豊見城糸満線等の交通インフラ整備が進む本市においても、住宅建設促進につながる土地利用を推進することで、定住人口の増加に結び付けていくという考えもあります。今後も新たな住環境の創出に向けた議論は継続して検討を進めますが、その場合、既存の市街地の低密度化の進行や、新たなインフラ投資による財政負担等の将来的な都市経営の視点を十分に考慮する必要があります。

(3) バス交通システムの早期構築

コンパクトなまちづくりを推進していく上では、地域間のネットワークの形成が重要であり、本市の現状としてはそれを自家用車に依存していると言わざるをえません。本計画の整備方針には、新交通システムの導入を位置づけていますが、交通システムの大幅な刷新には一定の期間が必要であり、初期段階においては既存の公共バス網の充実や、試行実施中のコミュニティバスの本格実施に向けた、継続的な検証をさらに進めていくことが重要です。その上で、次のステップとして、県が主導する新交通システムとの連携を図り、利便性の高い交通システムを構築していく必要があります。

2. 実現へ向けて

本計画に基づく糸満市の都市づくりを推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果し、連携しながら、協働による取組みを進めていくことが必要です。

(1) 協働によるまちづくりの推進

① 官民連携による協働

◆ 市民・市民団体の役割

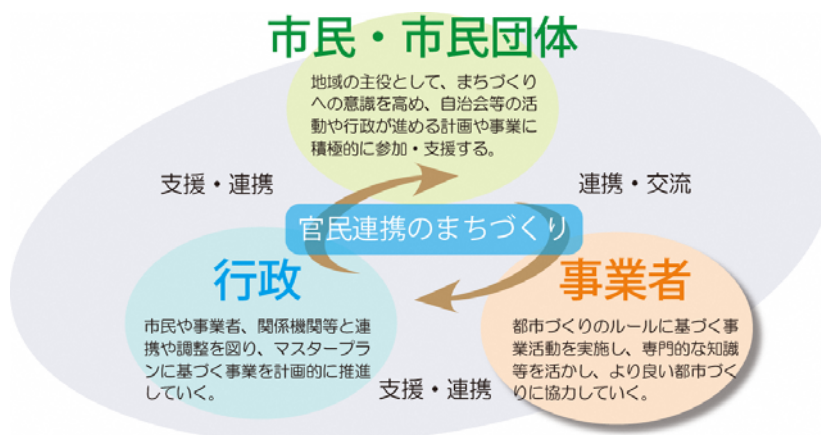
- ・都市づくりを進めていくためには、法的な規制だけに頼るのではなく、市民一人ひとりのまちづくりへの意識づくりも必要です。また、地域で実施できることは地域で取り組むことも重要です。
- ・市民は自らが居住する地域をより良い地域とするため、地域の住民同士の連携意識を高め、都市づくりに関心を持ち、主体的に係わるよう努めることが求められます。
- ・市などが進める都市計画や事業に対して関心を持ち、主な計画や事業に対しては積極的に参加、参画するよう努めることが求められます。
- ・市民団体は、それぞれの持つ知識や経験を活かし、コーディネーターなどの立場から市民・事業者・行政が行うまちづくりの取組みを支援します。

◆ 事業者の役割

- ・事業者は、市の目指す将来像や地域づくりを理解し、決められた都市づくりのルールに基づいて事業活動を実施するよう努めることが求められます。
- ・事業者は、事業活動に伴う専門的な知識を活かし、住民や行政と連携・協力しながら、より良い都市づくりへ協力するよう努めることが求められます。

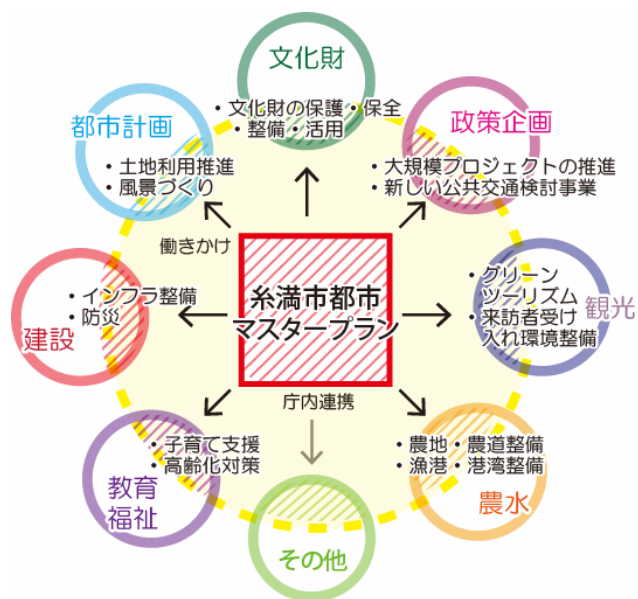
◆ 行政の役割

- ・本マスタープランに基づき、費用対効果やライフサイクルコストにも十分配慮しながら計画的に事業の推進を図ります。
- ・市民主体の都市づくりを推進していくため、市民への積極的な情報の提供に努め、市民の参加・参画を求めるとともに、市民活動への支援を行います。
- ・国、県、関係機関との連携や調整を図り、総合的な事業の推進を図ります。



②庁内連携による体制強化

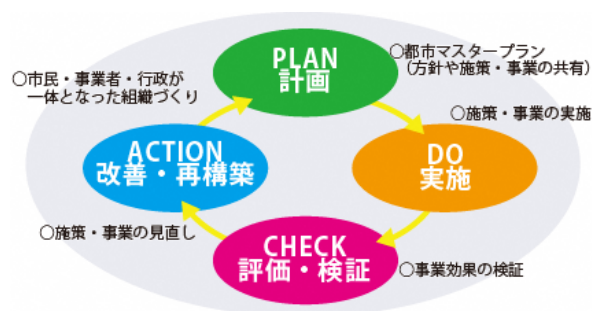
本計画は、糸満市における今後20年間の土地利用や施設整備、交通施策等の都市計画に関するまちづくりの方針をとりまとめたものです。将来像の実現に向けて、全体構想と地域別構想に示されている整備方針に基づき事業を推進していくためには、都市計画課だけでなく関係各課との連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。また、まちづくりは、都市計画だけでなく、農水や観光、教育・福祉等の他の関連計画の推進も必要不可欠です。あらゆる分野のハード・ソフト施策が、連携のもと展開されていくことで一貫性のあるまちづくりを目指していくことが重要です。



(2)都市マスタープランの進行管理

①計画的な進行管理

本計画は、20年後の2035年を目標年次として都市計画の方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢などを踏まえつつ計画的に取り組んでいきます。そのため、施策・事業の進捗状況の管理や市民意識調査から、定期的に本計画の達成状況の把握を行い、庁内関係各課の連携・調整のもと、PDCAサイクルによる評価・検証を行います。



②都市マスタープランの見直し

今後、本市を取りまく社会情勢の変化や、市民のライフスタイルの変化、それに基づく上位関連計画の変更・見直しが行われるなど、本計画の検討時の前提条件と異なる状況が生じることが考えられます。そのため、PDCAサイクルにおける(C)の段階において、必要に応じて本計画の見直しを行い、社会や市民のニーズに応えられる柔軟な対応を図っていきます。